

## 幼稚園型認定こども園への移行に係る確認について

## 1 確認の趣旨及び内容

次の施設について、子ども・子育て支援法に基づき、今後施設型給付費を交付するため、市長が利用定員を定めて確認を行うのに先立ち、分科会の意見を伺うもの。

No.	項目	内容
1	施設名称/旧施設名(認可年)	認定こども園勿来幼稚園/勿来幼稚園(昭和27年)
2	施設類型/旧施設類型	幼稚園型認定こども園/幼稚園(新制度の施設型給付費を受けない幼稚園)
3	施設所在地	勿来町窪田伊賀屋敷58番地の2
4	法人等の名称及び代表者名	学校法人勿来中野学園/理事長 中野育正
5	施設長名	中野育正
6	確認申請書提出日	平成29年7月3日
7	確認年月日	平成29年8月1日(予定) (県における認定こども園の認定(予定)年月日と同日とする)
8	現施設の認可定員(人)	240
9	29.8.1時点(予定)利用定員等(人)	利用定員 合計 273
	1号	200
	2号	40
	3号	1・2歳 30 0歳 3
10	市計画整合適否 ※1参照	適(計画区域:勿来・田人地区)
11	確認基準適否 ※2参照	適(基準:市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)



※1 上記の利用定員設定と市計画(量の見込と確保方策)との整合について

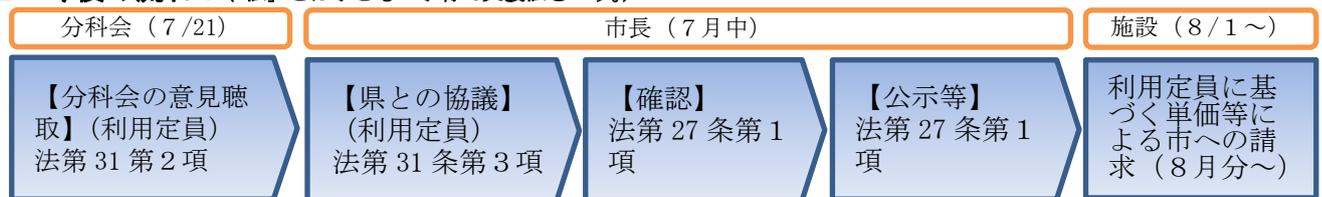
28年度勿来・田人地区 (28年度意向調査ベース。 括弧数字は28年度時点に おける29年度数値(参考))	1号 (3~5歳)	2号(3~5歳)		3号	
		教育希望(認定こ ども園利用の2号)	保育希望	1・2歳	0歳
量の見込(A)	520(528)	290(295)	467(474)	386(390)	90(93)
確保方策(B)	865(845)	80(120)	445(445)	288(318)	88(91)
認定こども園	120(320)	80(120)		48(78)	9(12)
幼稚園	130(230)				
移行しない幼稚園	615(295)				
保育所			445(445)	240(240)	79(79)
地域型保育事業					
需給バランス (B) - (A)		135(142)	▲22(▲29)	▲98(▲72)	▲2(▲2)

※2 確認基準(条例)における主な確認項目

条項	項目	内容
第4条	利用定員	20人以上の設定であるか(認定こども園・保育所のみ)
		施設類型に応じ、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を設定しているか
第5条	内容及び手続の説明 及び同意	運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他利用申込者の保育の選択に資すると認められる「重要事項を記した文書」等を作成しているか
		利用者の同意(利用の意思確認)の確認手法について
第6条	選考等	1号認定子どもについて、定員を超えて利用申し込みがあった際の選考方法を定め、保護者に明示しているか
第9条	支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者からの利用申し込み等があった際、支給認定の申請に係る必要な援助を行っているか
第13条	利用者負担額等の受領	上乗せ又は実費徴収を設ける場合、運営規程等に明示されているか
		入園料を設定していないか(幼稚園・認定こども園)
第15条	取扱方針	次に掲げる施設類型ごとに、当該類型に定めるものに基づいて特定教育・保育を提供すること ・認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く): →幼稚園教育要領及び保育所保育指針のほか幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえる
第16条	評価	自己評価を行う(義務規定)ほか、定期的に外部の者による評価(努力規定)を受けて結果を公表し改善を図ることを理解しているか

第17条	相談・援助	子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者の相談に適切に応じ、必要な助言等を行う立場にあることを理解しているか
第20条	運営規程	運営規程を定めている（条例施行規則に規定する次の事項が適切に記載されている）か <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的及び運営の方針</li> <li>・提供する特定教育・保育の内容</li> <li>・職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>・特定教育・保育を行う日（1号定員設定がある施設は学期を含む）及び時間並びにその提供を行わない日</li> <li>・利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</li> <li>・利用定員</li> <li>・利用開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項</li> <li>・緊急時等における対応方法</li> <li>・虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>・その他施設の運営に関する重要事項</li> </ul>
第21条	勤務体制の確保	適切な教育・保育を提供できる勤務体制が整っているか
第32条	事故発生の防止及び発生時の対応	事故発生の防止のための指針等が整備されているか 賠償責任保険等の加入があるか
第34条	記録の整備	次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しておくこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設類型に応じた各種指針等に基づく作成する計画</li> <li>・提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録（提供日、内容等）</li> <li>・保護者が偽りその他不正な行為によって支給を受けた場合等の市町村への通知に係る記録</li> <li>・子ども、保護者や家族からの苦情の内容の記録</li> <li>・提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</li> </ul>

## 2 今後の流れ：（「法」とは子ども・子育て支援法をいう。）



## 3 法令抜粋：

<p><b>【子ども・子育て支援法（抄）】</b>  （施設型給付費の支給）  第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、<u>市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（～中略～）に要した費用について、施設型給付費を支給する。</u></p> <p>（特定教育・保育施設の確認）  第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。  一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分  二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分  三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分  2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、<u>第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。</u>  3 市町村長は、第1項の規定により<u>特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。</u></p> <p>（公示）  第41条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。  一 第27条第1項の確認をしたとき。</p>
---